

最高裁秘書第 530 号

令和 2 年 2 月 28 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、名古屋高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

名古屋高裁が、名古屋家裁から取得した、柳本つとむ裁判官の勤務時間外の行為を調査した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年 5 月 14 日付け（同月 16 日受付）

2 答申番号

令和元年度（情）答申第 27 号

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）